平成２５年（フ）第７２号
兵庫県加東市上中２丁目19番地　カンパーニュ森本Ⅰ―202号、従前の住所兵庫県小野市万勝寺町428番地の75
債務者　岡田　義洋
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第１６９号
群馬県高崎市飯塚町108番地５　コーポトモマツ201号
債務者　山下　鮎美
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２１１号
埼玉県深谷市国済寺565番地24、旧住所東京都調布市国領町５丁目23番地２　エクセラージュ207
債務者　吉野　明宏
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２３号
千葉県銚子市陣屋町７番地の10
債務者　寺田　敏子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３９号
千葉県大網白里市北今泉3391番地２
債務者　野瀬　利枝
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２８７号
相模原市南区南台３丁目４番17号　ファミーユ　パートⅠ102号
債務者　林　　美紀
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３０９号
相模原市中央区矢部１丁目25番20号　丸徳荘１ＦＣ
債務者　森　　春至
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３１３号
相模原市中央区横山３丁目31番６号　ＷｉＬＬ横山301号
債務者　松原　博幸
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３１８号
神奈川県座間市相模が丘５丁目13番39号　マースコート相模原202号
債務者　大澤　啓二
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３１９号
相模原市中央区陽光台５丁目２番９号
債務者　岡野美佐枝
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３２０号
神奈川県座間市相武台２丁目119番地　フレグランス相武台111号
債務者　水島　真弥
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３２５号
相模原市中央区上溝７丁目36番18―401号
債務者　豊永　文子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４９号
新潟県燕市野中才1545番地
債務者　古澤　友一
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第９８号
岐阜県瑞浪市南小田町１丁目68番地　市営住宅大法原団地Ｂ―105号
債務者　加納永美子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３２７号
静岡県沼津市下香貫藤井原1674番地　グリーンハイツ菊２―Ｃ、前住所静岡県沼津市志下86番地の１　アイリス桃郷311
債務者　守屋　文夫
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６６０号
大阪府高石市取石６丁目23番12号
債務者　井上メイ子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６６１号
大阪府高石市取石６丁目23番12号
債務者　井上　広幸
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係